

問題 1. 輸出貿易管理令（輸出令）別表第 3 に掲げる地域には、いわゆるホワイト国が規定されており、アジアでは唯一、シンガポールがホワイト国である。下線部分はいずれも正しい。

問題 2. 東京のメーカー A は、中国のメーカー B より、パソコン製造用として輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（総価額 500 万円）の注文を受けた。以下に示す包括許可取扱要領〔別表 A〕によれば、メーカー A は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該集積回路を中国に輸出することができる。なお、中国は、「と地域②」である。

包括許可取扱要領〔別表 A〕（抜粋）

	<u>い地域①</u>	<u>と地域②</u>
輸出令別表第 1 の 7 の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 6 条第 1 号～第 15 号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般

問題 3. 武器輸出三原則は、外国為替及び外国貿易法（外為法）の第 25 条第 1 項及び第 48 条第 1 項のそれぞれに明記されている。

問題 4. 大阪のメーカー A は、国内販売の製品のみを取り扱っており、新製品の開発とコスト削減のために、近日、タイのメーカー B に製造を委託する予定で、外為令別表の 6 の項に該当する技術資料を提供する。

製造委託するのは、リスト規制に該当する製品ではなく、また、全量日本に輸入するので、メーカー A は安全保障上の問題も生じないと考え、製造を委託する際の輸出管理上のチェックを省略することにした。メーカー A の輸出管理上の対応は、適切である。

問題 5. キャッチオール規制における需要者の確認は、原則として法人の場合には法人単位で、行政機関である場合には行政機関単位で判断する。

問題 6. 出荷管理では、出荷する貨物や技術が書類に記載された内容と同一のものであることを確認する必要がある。

問題 7. 外国為替令（外為令）及び輸出貿易管理令（輸出令）は、いずれも政令である。下線部分は正しい。

問題 8. 経済産業大臣の輸出許可、役務取引許可を申請しても不許可となることもあり得るので、許可申請時に添付する「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とすることが、運用通達や提出書類通達で求められている。下線部分は正しい。

問題 9. 東京のメーカー A は、ドイツのメーカー B に家電製品の製造用に、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する集積回路（総価額 300 万円）を、取得した特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することにした。輸出する前にメーカー B のホームページを確認したところ、軍向けの製品を製造する部門があることを見つけた。この場合、当該包括許可は直ちに失効するので、メーカー A は、輸出をするのであれば個別輸出許可をあらたに申請しなければならない。

問題 10. 名古屋の工作機械メーカー A は、平成 25 年 9 月 27 日に取得している特別一般包括役務取引許可を使用して、外為令別表の 2 の項（2）に該当するプログラムをアメリカにある自動車メーカー B に 10 セット提供した。この場合、工作機械メーカー A は、当該包括許可に基づいて提供を行った際の関係資料を輸出管理内部規程に基づき、提供時から少なくとも 5 年間保存すればよい。

問題 11. 東京のメーカー A は、アイルランドのメーカー B から、一契約で輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する貨物（総価額 120 万円）を受注し、来週、輸出する予定にしていた。ところが、メーカー B から納品を 2 回に分けてほしいという連絡があり、金額を計算すると 1 回目は 80 万円分、2 回目は 40 万円分となった。

この場合、顧客の要望で分割輸出となるわけであり、それぞれの輸出金額は 100 万円以下になり、いずれも少額特例を使って輸出することが可能である。なお、今回輸出する貨物は輸出令別表第 3 の 3 に基づく告示貨物には該当しない。

- 問題 1 2. 企業・大学における安全保障輸出管理では、事件や事故が生じた際の責任のなすりつけあいを防ぐために、安全保障輸出管理に関する業務分担やその責任の所在は曖昧に定めておくことが良い。
- 問題 1 3. 経済産業大臣の輸出許可が必要な貨物を、輸出者が外為法を知らずに輸出許可を得ないで輸出した場合であっても、罪に問われる。
- 問題 1 4. 福岡のメーカーAが、沖縄の在日米軍基地に輸出令別表第1の5の項に該当する合金の板（総価額200万円）を納める場合、国内での取引となるため輸出許可は不要である。
- 問題 1 5. 横浜のソフトウェアメーカーAが、東京にあるB国の在日大使館に、外為令別表の9の項に該当する技術を提供する場合、B国の在日大使館は非居住者として扱われるため、役務取引許可が必要である。
- 問題 1 6. 大阪の貿易会社Aの香港支店が、台湾のメーカーBから輸出令別表第1の16の項に該当する合金10トンを購入し、ドバイの貿易会社Cに売却する仲介貿易取引の契約をした際、貿易会社Cから、この合金を使って、最終的には大陸間弾道ミサイルの製造を行うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社Aの香港支店が仲介貿易取引の契約をしているので、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可申請を経済産業大臣に行う必要はない。
- 問題 1 7. ベルギーの電機メーカーAは、大阪で開催された国際展示会に輸出令別表第1の9の項に該当する貨物（総価額1,000万円）を出品し、当該国際展示会の終了後に本国に返送する場合、無償告示により輸出許可は不要である。
- 問題 1 8. 子会社や関係会社は親会社から独立した法人なので、子会社や関係会社の実状に関係なく、親会社が安全保障輸出管理の指導・教育を行うことは不要である。
- 問題 1 9. 企業における安全保障輸出管理では、安全保障輸出管理部は、自社の売り上げに貢献するように、一致協力して営業部門を支援すべきであって、組織上も営業部門の直轄下に置くのが良い。

問題 2 0. 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達)では、「外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」が求められている。下線部分は正しい。

問題 2 1. 大阪の電機メーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの大学(懸念区分は、ミサイル、核)を卒業したX氏を正社員として雇用した。メーカーAが社内研修で外為令別表の10の項に該当するレーザーの製造技術をX氏に提供する場合、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 2 2. 東京にある貿易会社Aでは、国際郵便や国際宅配便で貨物を輸出する場合、取扱業者などから該非判定書を求められることはあまりないので、普段から該非判定は行っていない。貿易会社Aの輸出管理上の対応は適切である。

問題 2 3. 横浜の測定装置メーカーAは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置αを必要な輸出許可を取得し、タイのメーカーBに輸出した。当時、輸出許可には特に条件等は付されなかった。その後、メーカーBが倒産し、当該測定装置αは、メーカーAの知らないところで、次々転売され、最終的にイランに輸出されていたことが判明したとしても、メーカーAは、外為法上の責任は問われない。

問題 2 4. 神戸からドバイを経由し、最終的にはイランに輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、イランである。

問題 2 5. 我が国のキャッチオール規制における規制対象地域は全地域である。下線部分は正しい。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第五号で規定されている特例
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

平成25年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第26回)

(STC Associate)試験問題